

環境保全協定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県環境保全条例第106条に定める環境保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）の運用等に関し必要事項を検討するため、環境保全協定庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 環境保全協定締結対象事業所の選定方法に関する事。
- (2) 環境保全協定に盛り込む事項に関する事。
- (3) 環境保全協定の運用に関する事。
- (4) その他環境保全協定に関する重要事項

(組織)

第3条 庁内検討会委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は環境保全部長、副委員長は環境保全課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。委員は代理の者を庁内検討会に出席させることができるものとする。

(会議)

第4条 庁内検討会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ会議)

第5条 庁内検討会の所掌事務の円滑な推進を図るため、庁内検討会にワーキンググループ会議を置く。

- 2 ワーキンググループ会議は、庁内検討会委員の属する課及び環境保全課の主査級または主任級にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループ会議は、環境保全課長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 庁内検討会及びワーキンググループ会議の庶務は、環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

別表

環境局	環境保全部	環境保全課長
		環境規制課長
	資源循環部	廃棄物対策課長
		産業廃棄物指導課長
経済農政局	経済部	産業支援課長
都市局	公園緑地部	緑政課長